

住む人・使う人が主人公！

私たちは住む人・使う人の
立場に立って設計しています。
お気軽にご相談下さい。

京都建築事務所

〒 604-8083
京都市中京区三条柳馬場東入中之町10
代表取締役社長 川下 晃正
TEL (075) 211-7277
FAX (075) 211-7270
<http://www.kyoto-archi.co.jp/>

釜ヶ崎のまち短期留学

——社会問題として貧困を野宿をとらえる——

2016年2月16日(火) 10時～16時(予定)

参加費：4000円(昼食つき) 場所：西成プラザ 定員：25人

●歩いてみよう！——釜ヶ崎のまち地域見学

案内：水野阿修羅さん(メンズサポートルーム大阪)

●釜ヶ崎を社会の1単位として考える

講師：生田武志さん(野宿者ネットワーク)

申込・お問い合わせ●**総合社会福祉研究所**

TEL06-6779-4894 FAX06-6779-4895 E-mail:mail@sosyaken.jp

HPからもお申込できます！→<http://www.sosyaken.jp/>



公的福祉と高齢期のゆたかな 暮らしを求め続けた

ひろすえとしや
廣末利弥さん

(2015年11月22日 69歳 旅立つ)

総合社会福祉研究所常任理事、社会福祉法人七野会理事長、21世紀・老人福祉の向上をめざす施設連絡会共同代表を担ってこられた廣末さんが、拡張性心筋症で69歳の幕を閉じられた。あまりにも急な旅立ちでした。廣末さんの貫いてきた社会福祉への思いが、いつもまわりであふれています。



す。そして、内蒙古師範大学主催の中日社会福祉研究交流まで引きあがり、社会福祉専門職の養成問題について廣末さんが講演することになりました。その大きな任務を終えられたあと、大草原で過ごせることになり、人工衛星がいくつも見える満天の星空と大草原の旅が実現しました。そのときの一枚です。



廣末さんが、この企画はぜったいに参加すると言われた「内モンゴル・フフホトの大草原と満点の星、そして社会福祉交流の旅」。大草原で参加者一同、その喜びを表現しました（廣末さんのお気に入りの写真です）。

廣末さんも指導されたことがある、ちんいんてい陳引弟さん（右端）が、教員として働いている内蒙古師範大学との社会福祉研究交流の話が本格的に進みだし、当初の満天の星空が徐々に遠ざかりま



廣末さんのまわりは、いつもおだやかな、あたたかな、そして、ユーモアたっぷりの語りで、和みます。その話は、常に氏の生きざまが浮かびます。あなたの志を引き継ぐ人たちが多くいますよ、廣末さん！ (写真・コメント 下野祇園)

【ひろばトーク】

福島の復興、人間らしい生活の復興を神話にさせない 早川 篤雄 6

●特集● 実施された生活困窮者自立支援法は現実に生活困難を解決するのか

生活困窮者自立支援法で「寄り添う支援」は可能か？	加美 嘉史	10
包括的な伴走型支援の展開	谷口伊三美	14
ホームレス緊急一時宿泊事業・訪問相談事業が生活困窮者自立支援事業に移行して	長谷川 幹	18
子どもたちの「まずは、ごはん！」をどう支えるか？	徳丸ゆき子	22
質問にこたえて		26
まとめ——財源をゆたかにし、国庫負担引き上げ、事業を必須にする		30

●トピックス●

福祉のひろばシンポジウムのご案内		31
企業参入シリーズ (3)		
保育事業と放課後等デイサービスの市場化動向	黒田 孝彦	32
鼎談 一億総活躍社会を熟慮する	多久和令一 塩見洋介 黒田孝彦	38
現代に生かす真田理論——真田理論で明日の実践が変わる？!		44
第2回 衣笠ゼミ——早川一光さんを囲んで	黒田 孝彦	48
年始広告		51

●連載●

フォーラム		
テロと難民・原発、日本は平和外交でイニシアチブを	細貝大二郎	56
相談室の窓から 自分を変えたいY子さん (2)	青木 道忠	58
ソーシャルワークの原点と息吹を感じて		
ダラム大学の大学院教育について	伊藤 文人	60
育つ風景 新制度の「短時間」保育がもたらすもの	清水 玲子	62
「助けて！」って言ってもええねんで！		
すべてはつながるためのツール (1)	徳丸ゆき子	64
全盲夫婦の出会いから 二人三脚のあゆみ		
読み書きの自由をもとめて (2)	千田勝夫・網枝	66
映画案内 『0.5ミリ』	吉村 英夫	68
現代の貧困を訪ねて		
「大阪都構想」と「西成特区構想」		
——『釜ヶ崎から 貧困と野宿の日本』の発行	生田 武志	70
なにわ銭湯見聞録 (34)		
銭湯の歴史・その3～銭湯は大儲け……だった	ラッキー植松	72
いただきます！ 栄養いっぱいのスグレモノ 高野豆腐サンド	すみれ愛育館	74
ホームレスから日本を見れば	ありむら潜	76
花咲け！男やもめ	川口モトコ	77

福祉のひろば

2016年2月号

●表紙の絵●
神門やす子



みんなのポスト 54 / 福祉の動き 78 / 今月の本棚 81

●グラビア● 公的福祉と高齢期のゆたかな暮らしを求め続けた
廣末利弥さん

福島の復興、人間らしい 生活の復興を神話にさせない

はやかかわ とくお
福島原発避難者訴訟原告団団長 早川 篤雄さん

二〇一五年九月五日、福島県双葉郡楢葉町の避難指示が解除されました。一か月後の帰還者は二〇三世代三二一人。七三六八人の住民のうち、約四％です。「インフラはいいっていい、生活できないわけではない。だけど、帰還したのは自分で車が運転できる高齢者世帯だけ。若者や子どもがもどらない理由は、放射線と原発の安全性に対する不安が原因です。三〇〜四〇年という収束工程はまったくの予定にすぎず、はたして安全に収束されるか、保障はない」と早川さん。

元高校教員の早川さん、中学校特殊学級（現特別支援学級）の経験もあつた妻・千枝子さんが退職した二〇〇四年から、いわき市の社会福祉法人希望の杜福祉会の支援で、「精神障害者地域生活支援センター 結いの里」を立ち上げました。「相談支援、就労支援を中心に、できることはなんでもやった」と早川さん。障害があつても地域に住み続けられる、地域の人々と交流ができる、仲間とともにいたらける。障害があつてもなくても、支えあうことで生きていけると、夢とやりがいをもってとりくんでおられました。

原発事故前の利用者数は九六人。二つめのグループホームをつくらうと図面まで用意していたのに、原発事故で立ち消えになりました。利用者はバラバラになり、九六人全員の居場所がわかつたのは、原発事故から一か月も後のこと。いまは、いわき市で仮設での支援をしながら、「楢葉町にもどりたい」とねがう障害者のために、施設や受け入れ体制の準備をしています。

原発事故後、六〇〇年来鎮座してきた御本尊など仏像は、アパートの押し入れに避難しました。お寺を守りたくても、このまま若い人がもどらなければ、檀家は減りつづけます。「だから、



はやかわ とくお

1939年生まれ。元高校教諭で、福島県楢葉町に600年続く浄土宗の寺、宝鏡寺^{ほうきやうじ}第30代住職。1975年の第2原発の設置許可取り消し訴訟の原告となり最高裁までたたかうなど、40年以上原発の危険性を訴えてきた。避難指示解除と同時に帰還。福島原発避難者訴訟原告団団長として、東京電力株式会社に謝罪と損害賠償をもとめてたたかっている。

この先お寺の終焉を見とどけるために生きていくようなもんだわな」と早川さん。「寺も施設も一生懸命やってはみるけど、3・11までのはりあいや生きがい、夢というのはもてない。むなしさだけの人生になる」と話されます。

福島第一原発1号機の営業運転開始は、一九七一年三月二六日。以来、早川さんは多くの仲間とともに四〇年以上原発の危険性を訴えつづけ、東電や国のウソや事故隠し、安全神話とたたかってきました。「これまでの住民の指摘をまじめに、真摯に受け止めてそのつど対応してきていれば、こんな事故は起こらなかった。今回の原発事故は、起こるべくして起こった事故だ」と早川さん。

にもかかわらず、加害者である東電と国は、一方的に賠償の基準をさだめ、避難指示解除後にはいっさいの保障を打ちきると言っています。「こんなことは許されない。責任を認め、心からあやまり、住民が納得のいく保障をさせると同時に、今後に予想される原発事故によるさまざまな問題や課題をみすえ、そのつど対処させる政策を実現させなければならない。命あるかぎり勝つまでたたかうという決意です」と早川さん。

『福島復興再生特別措置法』の目的・基本理念には、『安心して暮らし、子どもを生み、育てることができる環境を実現する』『住民一人一人が災害を乗り越えて豊かな人生を送ることができるようにする』とさだめています。現在おこなわれている施策は、被災地・被災者の切りすてです。私たちがたたかわない限り、真の復興・再生はありえない。一つひとつ追求し、復興神話になることはぜったいに許しません』と話してくださいました。（聞き手 申 佳弥）

特集

実施された生活困窮者自立支援法は 現実に生活困難を解決するのか

現場実践から課題を検証する

総合社会福祉研究所では、昨年一〇月三十一日に「動き出した生活困窮者自立支援法」をテーマにシンポジウムを開催し、制度開始後の実態と課題を、現場報告から検証しました。

一九九〇年代以降、労働政策の後退によって不安定雇用労働者が大量創出され、仕事と住居を失った生活困窮者が大量に増えた結果、稼働年齢層の生活保護利用者が増加しました。生活困窮者や社会的に孤立した人々に対し、生活保護に至る手前で必要な支援をおこなう「第二のセーフティネット」の役割を担うものとして、生活困窮者自立支援法（以下、自立支援法）の準備が進められました。

ところが、生活保護基準引き下げと不正受給対策の

強化、親族扶養と就労指導の強化など、生活保護改悪とセットでおこなわれています。

そのうえ、自立支援法第二条では、対象を「『生活困窮者』とは、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」（注）とし、生活保護利用者を排除しています。あわせて、雇用の確保により生活困窮から抜け出すという理念のもと、就労自立に支援が特化される傾向にあります。

特集で何を検証するのか

報告のなかでは、支援の対象がせまく絞り込まれた結果、制度実施後は生活保護受給者からの相談や支援があっても受け皿となれないこと、一時生活支援事業

利用者が生活保護を受給して退所したあとは、継続して支援できない問題などが指摘されました。また、自立支援法にもとづく事業は、自立相談支援事業、住宅確保給付金の支給のみが必須事業です。その他の多くは任意事業とされたことで、国の補助率が低いことと相まって、事業実施率が低く抑えられ、自治体間格差が出てきている実態も報告されました。

法案審議のさいに関係者が危惧したように、要保護者の生活保護申請を抑制し、利用を遠ざける「防波堤」の役割を自立支援事業が担ってしまうのではないか、自治体間の格差が生まれるのではないか、相談体制が不十分になるのではないか、といった点が、制度がはじまり事業が展開していくなかで現実の課題として出されてきています。今回の特集では、自立支援法が本格実施されて、現場において、当初の理念として掲げた、生活困窮者ひとりひとりの寄り添い型支援・伴走型支援が展開されているのか、現場からの実践報告を通して、制度的、実践的な課題を総合的に明らかにし、改善の方向を探ります。

(西村 憲次)

(注)

要保護者以外の生活困窮者（モデル事業においては、生活保護受給者も含めた）。ただし、子どもの学習支援事業については、生活保護受給家庭の子どもは将来最低限度の生活を維持できなくなるおそれがあるとして、新法の対象とされている。

◆シンポジウム「動き出した生活困窮者自立支援法」のテーマと報告者

「動き出した生活困窮者自立支援法」

加美 嘉史さん

(佛教大学社会福祉学部准教授・総合社会福祉研究所理事)

「大阪市東淀川区生活困窮者自立支援事業」

↳ 包括的な伴走型支援の展開

谷口 伊三美さん

(大阪市東淀川区生活保護担当)

「一時生活支援事業の現状と仮題」

長谷川 幹さん

(公益社団法人ソーシャルサービス協会ワークセンター相談員)

「生活困窮者自立支援制度に期待すること」

↳ 子どもとシングルマザーの貧困の実態から

徳丸 ゆき子さん

(大阪子どもの貧困アクショングループ代表)